

議案第29号

鹿屋市手数料条例の一部改正について

鹿屋市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市手数料条例の一部を改正する条例

鹿屋市手数料条例（平成18年鹿屋市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第28項を削り、第29項を第28項とし、第30項を第29項とし、第31項を第30項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の規定による所有権移転に係る嘱託登記に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、所有権移転登記等の手数料の規定を削るため、本案を提出するものである。